附則第十六条の次に次の一条を加える。

（第六条指定に関する経過措置）

第十六条の二　第六条指定を受けた登記手続のうち、附則第三条第一項の規定による改製を終えていない登記簿に関する登記手続は、法附則第六条第一項並びに附則第十五条第一項、第二項、第六項、第八項及び第九項並びに第十六条の適用については、第六条指定を受けていない登記手続とみなす。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

（前条第一項の規定による指定に関する経過措置）

第十七条の二　前条第一項の規定による指定を受けた登記所における登記事項証明書の交付の請求のうち、附則第三条第一項の規定による改製を終えていない登記簿に関する登記事項証明書の交付の請求は、前条第一項の適用については、同項の規定による指定を受けていない登記所における登記事項証明書の交付の請求とみなす。

別記第五号中「（第百七十六条第二項及び第百九十七条第二項第五号並びに附則第十二条第二項及び第四項関係）」を「（第百九十七条第二項第五号並びに附則第十二条第二項及び第四項関係）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第一号

地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十四条の規定に基づき、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号に次のように加える。

ニ　次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの

(1)　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業

(2)　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

(3)　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業

(4)　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）第八条第二項第二号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。）

第十三条第三号中「又はハ」を「、ハ又はニ」に改める。

第十六条第一項中「に新たに入居する」を「を新たに賃借する」に改める。

第十六条の二に次の一項を加える。

2　地方公社は、第十三条第一号ニに掲げる者に賃貸住宅を賃貸するときは、少なくとも次に掲げる事項を賃貸契約の内容としなければならない。

一　現に住宅に困窮している者を当該賃貸住宅に入居させること。

二　当該賃貸住宅に入居させる者を公正な方法により選考すること。

三　当該賃貸住宅に入居した者の支払うべき家賃に相当する費用は、賃借人が地方公社に対して支払うべき家賃の範囲内において、当該者の住居費の負担能力を考慮して定めること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年一月二十九日から効力を生ずる。

平成二十三年一月十二日

法務大臣　仙谷　由人

岩手県釜石市長

○農林水産省告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県福島市李平字与蔵田二、六、字横手下一、二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町跡津字島尻一三四、字城洞一五九六から一五九八まで、一五九九の一、一六〇〇、一六〇一、一六〇三、一六〇四、一六二一の二、一六二一の六から一六二一の九まで、一六〇二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字隠谷一七五〇の一、一七五一の一、大光寺字水上一一六の一（次の図に示す部分に限る。）、字表豊坂二二三の一〇の一、二二三の一三、坂内坂本字尾又三九七二の六、字前平四〇〇二の一、四〇〇三、四〇一五、乙原字豊洞九六三、九六四の一、九六五、字井ノ口平一〇五二の二・一〇五八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小津字居所九六八の一、九六九から九七四まで、字御厩寺二一七〇、二一八〇の一、二一八〇の二、外津汲字社宮神洞一二三二の二、一二三三、日坂字松後一四〇二、一四〇七の一、一四〇七の二、瑞岩寺字馬本四一九の一、春日香六字下山四六、四七、五九の一、六〇、六二、六三、八六

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市法林寺字祐向四四二、四四三の一、四四四、根尾神所字連ケ寺九一から九四まで、九四の二、九四の三、字東村一二〇から一二六まで、一三一、一三二、根尾東板屋字上葛八九九、九〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字祐向四四二（次の図に示す部分に限る。）、四四三の一、四四四、字連ケ寺九一から九四まで、九四の二、九四の三、字東村一二〇から一二六まで、一三一、一三二、字上葛八九九、九〇〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字隠谷一七五〇の一、一七五一の一、大光寺字水上一一六の一（次の図に示す部分に限る。）、字表豊坂二二三の一〇の一、二二三の一三、坂内坂本字尾又三九七二の六、字前平四〇〇二の一、四〇〇三、四〇一五、乙原字豊洞九六三、九六四の一、九六五、字井ノ口平一〇五二の二・一〇五八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小津字居所九六八の一、九六九から九七四まで、字御厩寺二一七〇、二一八〇の一、二一八〇の二、外津汲字社宮神洞一二三二の二、一二三三、日坂字松後一四〇二、一四〇七の一、一四〇七の二、瑞岩寺字馬本四一九の一、春日香六字下山四六、四七、五九の一、六〇、六二、六三、八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字祐向四四二（次の図に示す部分に限る。）、四四三の一、四四四、字連ケ寺九一から九四まで、九四の二、九四の三、字東村一二〇から一二六まで、一三一、一三二、字上葛八九九、九〇〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）